

社会福祉法人衣川会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人衣川会（以下「法人」という）の役員等に対する報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額及び支給方法)

第2条 定款第21条に定める理事への各年度の報酬総額は2,500,000円を超えない範囲とし、監事への各年度の報酬総額は500,000円を超えない範囲とする。

2 評議員および役員（理事及び監事）には業務に応じた報酬を支給するものとし、算定方法は次のとおりとする。

- (1) 評議員会に出席の都度、日額10,000円（税抜き）を支給する。
- (2) 理事会に出席の都度、日額10,000円（税抜き）を支給する。
- (3) 法人業務に従事の都度、日額10,000円（税抜き）を支給する。
- (4) 理事長は月額報酬100,000円（税抜き）とし、職員給料の支給日に支給する。
- (5) 監査（内部監査・行政等への立会）に出席の都度、日額10,000円（税抜き）を支給する。
- (6) 交通費は、奥州市内は無支給とする。
- (7) 評議員及び役員が、職務のため奥州市以外に出張したときは、都度日額10,000円（税抜き）と合わせ、当法人就業規則第40条の規程による旅費規程に基づき旅費・宿泊費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しない。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって社会福祉法に定める報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

この規程は平成29年7月11日に施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この規程は平成30年12月20日に施行し、平成31年1月1日から適用する。

附則

この規程は令和3年5月26日に施行し、令和3年4月1日から適用する。